Ⅰ　都市計画のしくみ

1　都市計画の役割

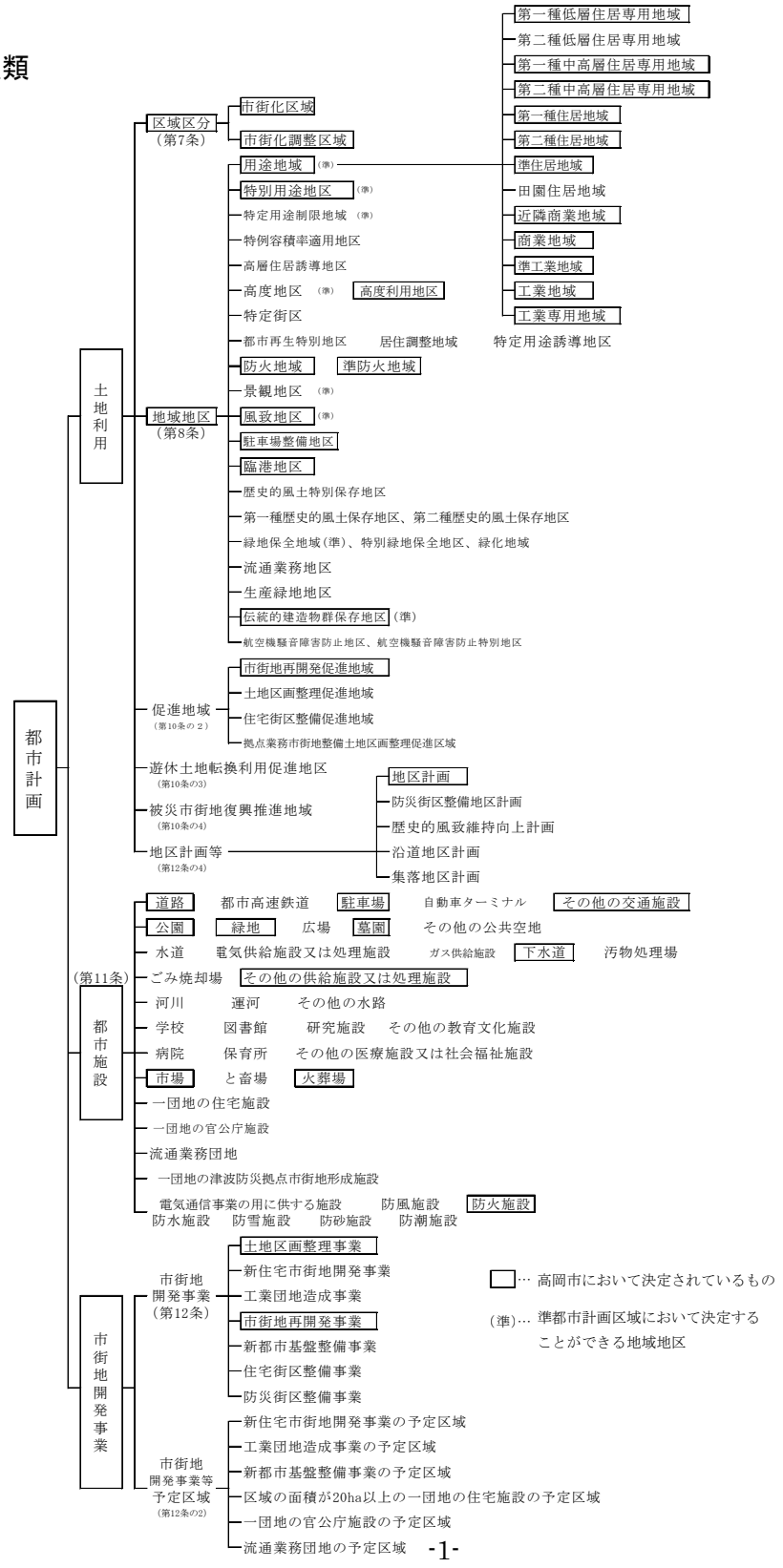
都市計画の基本理念は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、都市の機能を高め、環境の保全を行おうとするものである。都市計画の主たる役割として、具体的に次の 3 点があげられる。

(1)都市計画を策定することにより、都市地域における広域的、総合的な土地利用計画を確立すること

(2)規制と誘導を通じて、計画的な土地利用を図ること

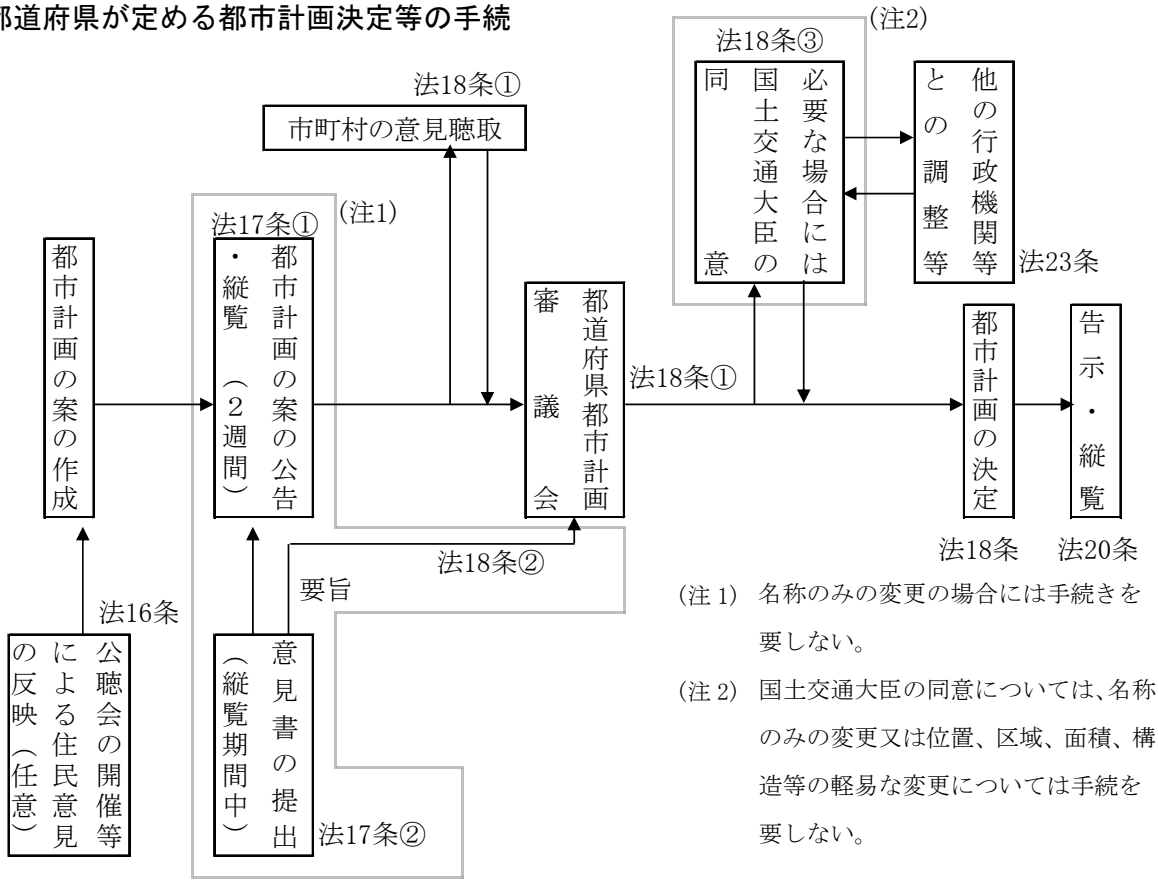
(3)都市施設用地を確保するとともに、都市計画事業の円滑な推進を図ること

2　都市計画の種類



3　都市計画の手続き

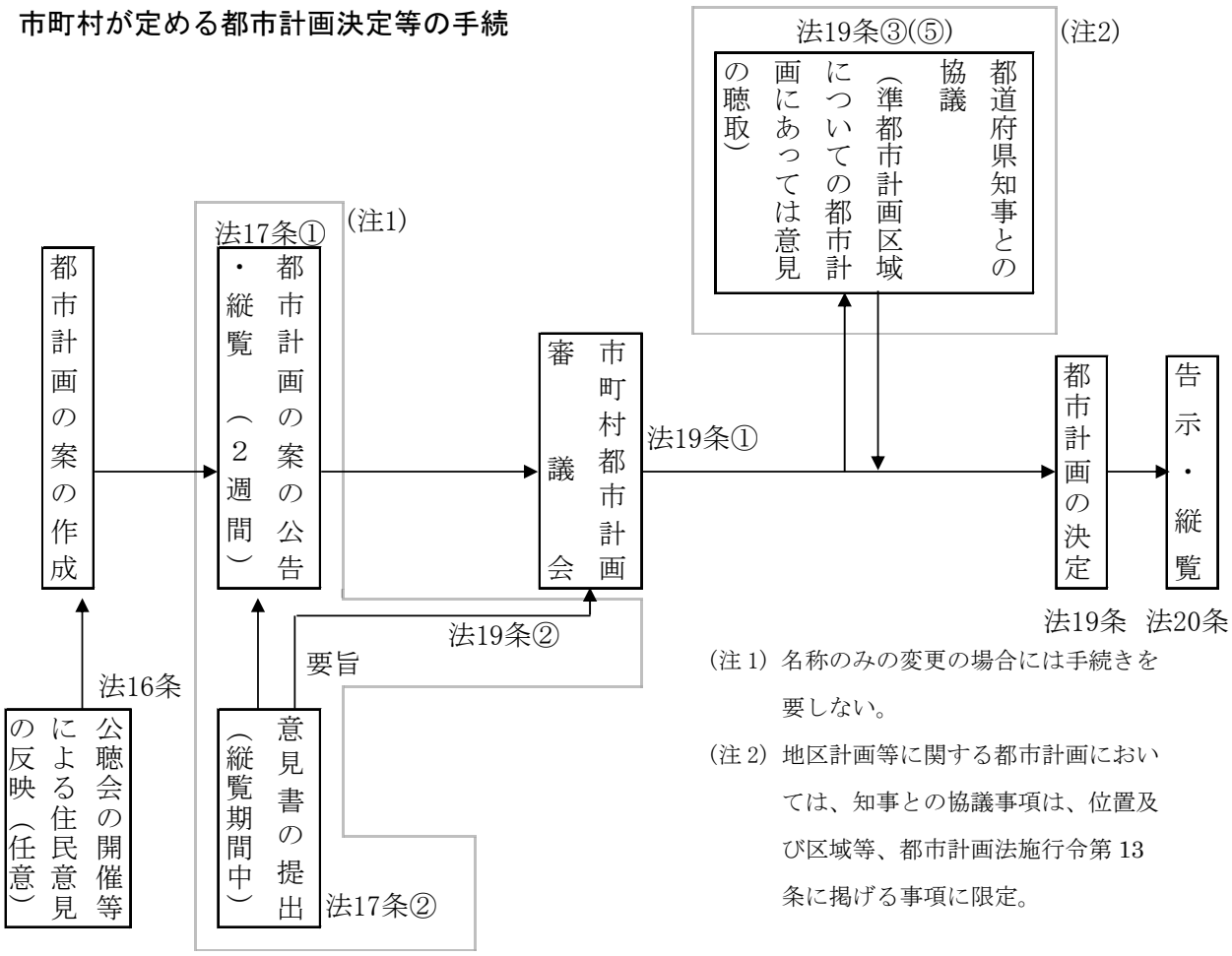
(1)　都道府県が定める都市計画決定等の手続



(注 1)　名称のみの変更の場合には手続きを要しない。

(注 2)　国土交通大臣の同意については、名称のみの変更又は位置、区域、面積、構造等の軽易な変更については手続を要しない。

(2)　市町村が定める都市計画決定等の手続



(注 1)　名称のみの変更の場合には手続きを要しない。

(注 2)　地区計画等に関する都市計画においては、知事との協議事項は、位置及び区域等、都市計画法施行令第 13 条に掲げる事項に限定。